

## 「教育基本法改定案」に反対する理事長声明文

2006年5月15日

学校法人 敬和学園

理事長 後宮俊夫

教育基本法は、学生や若者を二度と戦場に送らない、二度とアジアの民衆を殺さないという不戦の誓いの下で記された。だが、教育基本法改定案はこのような堅い誓いを揺るがすものである。現行教育基本法は何ら改正の必要はない。教育基本法の精神を実現することが今こそ求められている。特に、人権教育と平和教育を大切にし、個人の価値を尊ぶキリスト教主義教育の教育現場においては、教育基本法の精神を生かし続けることが不可欠である。

以下の理由で、教育基本法改定案に反対する。

(1) 今回の改定案の第一の意図は「愛国心」教育にある。この「伝統と文化に基づ」く、同一の民族・血縁・ナショナルアイデンティティをもつ国民形成を想定した「愛国心」教育は、憲法9条の改定とともに戦争のできる国家建設につながる。だが、戦争に反対するもの、人権と平和を擁護する民主主義のシステムをより一層確実なものとしようとする国民の愛国心による。近隣諸国に対抗する日本の偏狭なナショナリズムを高揚させ、ことさらに国家間の緊張をあおることは、東アジアの平和構築という東アジア民衆の共通の願いに逆行する時代錯誤的なものであり、日本の国際的孤立を深めてその結果国益を損なうことにもつながる。

(2) 今回の改定案の第二の意図は、新自由主義のグローバリズムがもたらす競争社会の中で、資本家たちの要請に対応した能力主義による選別的教育体制の導入にある。これは教育基本法の機会均等という精神に反する。特に問題であるのは、義務教育「9年が適当」という中央教育審議会の答申を踏み越えて、「9年」を削除し、「別に法律で定める」としているが、それが提示されていない点である。これは、戦後の単線型教育システムから戦前の複線型教育システムへ回帰する道である。

(3) 今回の改定案は、これらの主たる意図を達成するために、幼児から成人に至るまで一貫して中央集権的な国家教育体制を確立し、国家権力に従順な国民を形成しようとしている。また、教育権については、個人が教育を受ける権利から国家が教育する権利へと換骨奪胎している。これは戦前の教育体制へと逆行するものである。

以上の点から、教育基本法改定案に反対し、今国会での廃案を強く求める。

## 教育基本法「改正」反対・敬和学園大学有志声明

学校法人敬和学園は既に2006年5月15日に、教育基本法「改正」に反対する理事長声明を出しましたが、改めて現在の政治的状況を憂慮して、大学教育の現場からの諸大学の有志の反対声明に賛同して、教育基本法「改正」に反対します。

2006年11月13日

〒957-8585 新潟県新発田市富塚 1270 敬和学園大学

学長 新井明

英語コミュニケーション学科 松崎洋子、上野恵美子、金山愛子、杉村使乃

国際文化学科 学科長 岩倉依子、桑原ヒサ子、房文慧、松本ますみ、佐藤巨、  
藤本晃嗣

共生社会学科 学科長 山田耕太、矢嶋直規、山崎ハコネ